

岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税等各賦課決定処分取消等請求事件  
国側当事者・国(児島税務署長)  
平成21年4月14日棄却・確定

判 決

原告	有限会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	羽原 真二
同訴訟復代理人弁護士	大植 浩司
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	高坂 富士夫 安藤 直人 西原 広志 山田 勝稔 山根 明 長尾 俊貴 勘藤 卓治 池永 真 林 嗣朗 門脇 圭介 赤堀 貴美
処分をした行政庁	児島税務署長

主 文

- 1 原告の本件各請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 児島税務署長が原告に対し平成17年11月28日付けでした次のアないしエの各処分をいずれも取り消す。
  - ア 原告の平成15年8月1日から平成16年7月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき税額258万6700円を超える部分及びこれに対する過少申告加算税の賦課決定処分
  - イ 原告の平成16年8月1日から平成17年7月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき税額173万1300円を超える部分及びこれ

に対する過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも平成18年3月10日付け異議決定により一部が取り消された後のもの）

ウ 平成13年11月と同年12月、平成14年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで、平成15年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで及び平成16年1月から同年6月までの各期間分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知及びこれに対する不納付加算税の各賦課決定処分

エ 平成16年7月から同年12月まで及び平成17年1月から同年6月までの各期間分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知及びこれに対する不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、いずれも平成18年3月10日付け異議決定により一部が取り消された後のもの）

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

## 2 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨

## 第2 事案の概要

1 原告は、取引先から請け負った工事等を作業員に従事させて報酬を支払い、その報酬を「外注費」に計上した上、これを消費税法2条1項12号の課税仕入れとして経理処理するとともに、所得税の源泉徴収をしなかった。これに対し、児島税務署長は、同報酬は所得税法28条1項の給与等に該当するから、同報酬に係る役務の提供は課税仕入れに該当しないし、原告には所得税法183条の源泉徴収義務があるとして、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。なお、略語については、別紙略語一覧参照）の更正処分（以下「本件各更正処分」という。）と過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各過少申告加算税賦課決定処分」という。）をし、また、源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）の納税告知（以下「本件各納税告知」という。）と不納付加算税の賦課決定処分（以下「本件各不納付加算税賦課決定処分」という。）をした。

本件は、原告が、児島税務署長がした本件各更正処分と本件各過少申告加算税賦課処分及び本件各納税告知と本件各不納付加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成18年3月10日付け異議決定により一部が取り消された後のもの、以下、本件各更正処分、本件各過少申告加算税賦課決定処分、本件各納税告知及び本件各不納付加算税賦課決定処分を「本件各更正処分等」という。）がいずれも違法であるとして、被告に対し、その取消しを求めた事案である。

## 2 前提事実

当事者間に争いが無い事実に加え、証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が容易に認められる。

### (1) 当事者等

原告は、平成13年10月2日に設立された鉄鋼業、機械器具設置工事業、配管工事の請負業、管工事業等を目的とする有限会社であり、岡山県倉敷市（以下「倉敷市」という。）に本店を置き、同市児島地内及び水島地内において、主として配管関係の下請工事や孫請工事に当たっている。（甲2、乙1、弁論の全趣旨）

原告の所轄税務署は、児島税務署であり、同税務署長がいずれも平成17年11月28日付けで本件各更正処分等をしたことから、行政事件訴訟法11条1項により、国が本件の被告となった。

なお、原告は、平成13年10月31日、児島税務署長に対し、所得税法217条1項所定

の申請書を提出し、同年11月以降に支払う給与等について同法216条に規定する源泉所得税の納期の特例を受けていたが、平成17年11月28日付けでその承認を取り消された。したがって、原告において当該特例が適用される給与等は、平成13年11月から平成17年11月までの間に支払われたものとなる。(弁論の全趣旨)

(2) 関係法令

ア 消費税法4条1項によれば、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課するとされ、同法28条1項によれば、その課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とするとされている。

また、同法30条1項によれば、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。)を控除するとされ、同法2条1項12号によれば、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(所得税法28条1項に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。)を受けることをいうものとされている。

イ 所得税法28条1項によれば、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与等」という。)に係る所得をいうとされ、同法183条1項によれば、居住者に対し国内において28条1項に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、これを国に納付しなければならないとされている。

(3) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成13年11月から平成17年7月31日までの間(以下「本件就労期間」という。)、取引先から請け負った工事等を乙、丙、丁、戊、B、C、D、E及びF(以下「本件各作業員」という。なお、以下、各作業員を特定しているときは、氏だけを用いる。)に従事させ、その役務の提供に対して報酬を支払い、これを総勘定元帳上「外注費」に計上した(乙2の1ないし4、以下「本件支出金」という。)

イ 原告は、①平成15年8月1日から平成16年7月31日までの課税期間(以下「平成16年7月課税期間」という。)分の消費税等の確定申告及び修正申告(乙5、以下「平成16年修正申告」という。)と平成16年8月1日から平成17年7月31日までの課税期間(以下「平成17年7月課税期間」という。)分の消費税等の確定申告(乙6、以下「平成17年7月確定申告」という。)において、本件支出金が消費税法2条1項12号の課税仕入れであるとして、その消費税相当額を課税標準に対する消費税額から控除し、また、②本件就労期間である平成13年11月から平成17年6月までの間、本件支出金につき源泉所得税の源泉徴収をしなかった。

ウ 児島税務署は、平成17年3月から原告の消費税等の調査を実施した上、同税務署長は、同年11月28日付けで、上記イ①につき、本件支出金は、所得税法28条1項の「給与等」であるから、消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当しないとして、本件各更正処分及び本件各過少申告加算税賦課決定処分をし、また、同②につき、本件支出金については、所得税法183条1項により、原告において源泉所得税を徴収しなければならないとして、本件各納税告知及び本件各不納付加算税賦課決定処分をした。

エ 原告は、平成17年12月13日、本件各更正処分等に不服があるとして、児島税務署長に対し、異議申立てをし、同税務署長は、平成18年3月10日付けで、その一部を取り消す等の異議決定をした。

これに対し、原告は、同月31日、同決定に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、同所長は、平成19年2月22日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決をした、(甲26、27)

そこで、原告は、平成19年8月20日、本件訴訟を提起した。

オ 前記イないしエの確定申告、修正申告、本件各更正処分等、異議申立て、異議決定及び裁決の内容は、別紙1の課税処分経過表(消費税及び地方消費税)及び同2の課税処分経過表(源泉所得税)のとおりである。

また、本件支出金の内訳明細、被告主張額の内訳等は、別表1-1・2、同2-1・2、同3-1・2及び同4-1ないし8のとおりである。

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件支出金は所得税法28条1項の「給与等」に該当するから、消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当せず、かつ、原告には源泉所得税の徴収義務があったとした児島税務署長の本件各更正処分等の適法性にあり、被告は、上記のとおり、本件支出金が本件各作業員に対する「給与等」の性質を有すると主張するのに対し、原告は、これが、一人親方で事業者である本件各作業員に対する請負報酬の性質を有すると主張する。

#### (1) 被告の主張

ア 本件支出金は、所得税法28条1項の「給与等」に該当する。

(ア) 本件支出金は、労務の対価である。

本件各作業員は、いずれもその作業日、作業時間及び休日定められ、作業場所も原告の指示によって定められているから、本件支出金は、①原告の指揮命令に服し、②空間的、時間的に拘束を受けて得た経済的利益であるといえる。

加えて、丙や戊は、引渡未了の完成品が不可抗力により滅失したとしても報酬を得ていることからすると、本件支出金は、③自己の計算と危険において業務を遂行したことによる経済的利益でもない。

さらに、給付の額についても、その計算の基礎となる単価があらかじめ定められており、その作業場所や作業内容によって変動するものでないことからすると、本件支出金は、④あらかじめ一定の額で確定している経済的利益といえる。

これらの状況や状態からすれば、本件支出金の性格は、労務の対価である「給与等」に該当するというべきである。

(イ) 原告と本件各作業員との間で結ばれた契約に係る役務の提供は、他人の代替を容れない。また、本件各作業員は、前記(ア)のとおり、作業の遂行に当たり事業者の指揮監督を受けており、引渡未了の完成品の危険負担を負っておらず、役務の提供に係る材料、用具を供与されている。

これらのことから、本件支出金は、その全額が「給与等」に該当するものというべきである。

#### イ 原告の主張に対する反論

(ア) 原告は、原告と本件各作業員との間で、工事ごとに、完了すべき工事の内容、対価の

額等を定めた契約が成立していると主張する。

しかしながら、原告のいう契約の具体的内容は不明である上、本件各作業員に対する本件支出金は時間給で計算され、実際、本件支出金は、1時間又は1日当たりの基本給額に当該報酬の計算期間における従事時間数又は従事日数を乗じた金額で算出されていること、その基本給額や残業給額の単価は、作業現場や作業内容によって変動するものではないから、原告が主張するような事実は認められない。

(イ) 原告は、本件支出金が「給与等」に該当しないことの根拠として、原告と本件各作業員の双方とも、請負との認識に立って契約を締結しており、現に、社会保険等にも加入していないことを挙げる。

しかしながら、原告と本件各作業員が請負との認識に立って契約を締結している事実を示す客観的証拠は見当たらないし、本件支出金が給与等に該当するか否かについては、具体的な役務提供契約の種々の側面を考慮して総合的に判断しなければならないのであり、原告や本件各作業員の認識によってこれが決定されるものではない。

また、本件各作業員が社会保険等に参加しているかどうかは、本件支出金が事業所得か給与所得か、そのいずれかに該当するかを判断するに当たっての判断事項ではない。

## (2) 原告の主張

ア 本件支出金は、請負契約に基づく対価であり、給与等に該当しない。

(ア) 原告と本件各作業員との間では、工事ごとに、完了すべき工事の内容、対価の額等を定めた契約が成立している。なお、原告は、本件各作業員に対し、給与支払明細書を交付しているが、これは市販の給与支払明細書の用紙を使用したにすぎず、給与支払明細書を交付したからといって本件支出金が給与等となるわけではない。

被告指摘の指揮命令関係等の点についても、原告は、本件各作業員に現場の管理、作業方法等を任せており、雇用関係を前提とするような厳密な指揮命令関係は存在しないし、引渡未了の完成品が不可抗力により滅失した場合、対価を支払うことはない。また、原告は、本件各作業員に対し、作業従事者を特定する旨の条件を提示しておらず、本件各作業員は、他者を従事させることができるし、工事に必要な用具の費用は、本件各作業員が負担している。

さらに、原告と本件各作業員の双方とも請負との認識に立って契約を締結したものであり、現に、雇用関係を前提とする社会保険等にも加入していない。

(イ) 本件各作業員は、いずれも独立した事業者であり、いわゆる一人親方である。

被告の立論は、本件支出金が給与等に該当するか否かという問題設定を行った上、給与所得と事業所得との区別基準、課税実務における判定基準を挙げ、それらに照らすと、本件支出金が給与等に該当すると主張するものであるが、本件の核心は、一人親方である本件各作業員について、雇用関係を認めるべきか、原告から作業を請け負った者、つまり、独立した事業者とみるべきかの点にあるのであって、被告の上記立論は、本件には妥当しない。したがって、本件においては、まず、本件支出金が事業所得に該当するか否かを考えるべきであって、給与等に該当するか否かを考えるのは相当でない。

本件各作業員は、自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に経済活動を行っていた（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）のであるから、事業者であり、本件支出金は、本件各作業員にとって事業所得とな

ることは明らかであり、「給与等」に該当することはない。

イ 本件各更正処分等は、同業他社との関係で、原告を合理的な理由がないのに不平等に取り扱うものであり、許されるものではない。

原告は、倉敷市児島地内及び水島地内において、主として配管関係の下請工事や孫請工事に従事しているが、これらの地内には同業他社が複数存在し、原告と同様、Nに所在する大企業の下請工事等に従事し、従業員のほか、一人親方に工事を請け負わせている。ところが、児島税務署は、これら同業他社に対しては、一人親方を請負業者として取り扱うことを認めていながら、原告に対してのみ、なぜかそのような取扱いをすることを認めない。これは、原告を合理的な理由がないのに不平等に取り扱うものであり、平等取扱原則ないし不平等取扱禁止の原則に違反するものである。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件の争点は、事案の概要の3（6丁以下）に記載のとおりであり、本件支出金が所得税法28条1項の「給与等」に該当するか否か、当事者の主張に即していえば、本件支出金が雇用の賃金たる性質を有するか、請負の代金たる性質を有するかの点にある。そして、事案の概要2の(2)（4丁）に摘示した関係法令によれば、本件支出金が雇用の賃金たる性質を有するとすれば、これが上記「給与等」に該当することになるから、消費税法2条1項12号により、課税仕入れに該当せず、その分、同法30条1項による税額控除ができないこととなるとともに、所得税法183条1項により、源泉所得税の徴収を要することとなる。

この点、原告は、本件においては、本件支出金が事業所得に該当するか否かを考えるべきであると主張するが、消費税法及び所得税法の上記各規定を正解しない主張であり、採用できない。また、原告は、本件各作業員が一人親方である事業者であれば、本件支出金は、当然、事業所得となり、「給与等」になることはない旨をも主張するが、(個人)事業者であっても、他人に雇用されて賃金を受け取ることがあり得ることにかんがみれば、本件各作業員が事業者であるか否かによって本件支出金が賃金たる性質を有するか、請負代金たる性質を有するかを弁別することはできないのであるから、原告の上記主張も採用できない。

以上のとおりであり、本件の争点は、上記のとおり、本件支出金が賃金たる性質を有するか、請負代金たる性質を有するかの点にあるというべきところ、雇用に係る民法623条と請負に係る同法632条とを対照すると、雇用の場合は、労働自体に対する対価として報酬（賃金）が支払われるのに対し、請負の場合は、仕事の完成ないしその結果に対する対価として報酬（代金）が支払われる点において相違があることがわかる。したがって、本件支出金についても、この点の相違に着目して賃金たる性質を有するか、請負代金たる性質を有するかを検討するのが相当である。

2 そこで、上記観点に従って判断するに、前提事実に加え、甲1ないし6、7の1ないし3、26、乙1、2の1ないし4、3、4の1ないし4、11、12、14ないし19、証人戊の証言及び原告代表者尋問の結果と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告は、平成13年10月2日に設立された資本金400万円（ただし、設立時の資本金は300万円であった。）の有限会社であり、倉敷市児島地内及び水島地内において、主として配管工事の下請工事や孫請工事を行っている。主な発注元は、G株式会社（以下「G」という。）、H株式会社（以下「H」という。）及びI株式会社（以下「I」という。）であり、原告は、GがJ株式会社から受注した工事、HがK株式会社から受注した工事及びIがL株式会社

から受注した工事について、さらにG、H及びIからそれぞれその下請（孫請）工事を受注し、これらの工事に当たっている。（甲2、3、乙1、14ないし19、弁論の全趣旨）

(2) 原告は、従業員約8名を雇用しているほか、外注先として約20名を上記下請（孫請）受注工事に使用しており、本件各作業員もその外注先とされた者の一員である。

原告は、従業員に対し、毎月賃金を支払い、これから源泉所得税を徴収し、社会保険等に加算してその保険料等も控除しているが、外注先とされた本件各作業員に対しては、毎月本件支出金を支払っているものの、源泉所得税や社会保険料等を徴収、控除していない。また、従業員に対する上記賃金は、「給料手当」として販売費及び一般管理費に計上し、本件各作業員に対する本件支出金（別表3-1・2、同4-1ないし8参照）は、「外注費」に計上してそれぞれ経理処理をしている。（甲3ないし6、7の1ないし3、原告代表者8項）

なお、本件各作業員は、原告に対し、いずれも所得税法194条所定の扶養控除等申告書を提出していない。（弁論の全趣旨）

(3) 本件支出金は、日当（たとえば、戊の場合、1日8時間の就労で1万4000円ないし1万8000円である。）に就労日数を乗じて計算され、就労時間が1日8時間（昼の休憩1時間を除き、午前8時から午後5時まで）を超えた場合、時間外手当（同様に、戊の場合、1時間2000円である。）が加算されて支払われることになる。（甲1、証人戊77・120・142項以下、原告代表者158項以下）

他方、作業用具中、安全带、シノ、モンキースパナ、クリッパー等の個人用軽装品（価格は全部で1万円に上らないという。）は本件各作業員持ちであるが、大型、中型の機械器具はもちろん、スパナ、グラインダー、電気のコ、ドリル、ガス溶接器具等の小型器具や消耗品は原告持ちである。また、工事用資材は、当然ながらG等の前記元請各社や原告が提供している。（甲1、3、乙11、12、証人戊163項以下）

よって検討するに、上記事実によれば、本件支出金は、定額の日当に就労日数を乗じて計算され、1日8時間の就労時間を超えた場合、時間外手当が加算されて支払われるというのであるから、これは時間賃金そのものにほかならないというべきであって、現に、原告と本件各作業員との間において、本件各作業員が完成すべき仕事は特定され、それにつき納期が定められ、完工検査、納品がされ、仕事の完成ないしその結果に対する対価として代金算定がされている事実を認めるべき証拠はまったく存しない。また、上記事実によれば、安価な個人用軽装品を除き、機械器具や工事用資材はすべて前記元請各社や原告が提供しているというのであるから、本件各作業員は、自ら請け負った仕事の完成のために労働しているとはいえず、あくまで原告において、機械器具や資材を提供した上、原告が請け負った仕事の完成のために労働しているものというべきである。

そして、甲1、2、証人戊の証言及び原告代表者尋問の結果と弁論の全趣旨に照らすと、戊を初めとする本件各作業員は、当日就労するか否かを含めて自由に仕事や場所が選べ、また、本件支出金につき公租公課の徴収、控除を受けないことから、そのような就労形態を希望し、原告もその希望を受け入れていることがうかがわれるところ、これに加えて、本件支出金が日当に就労日数を乗じて計算されることその他上記の諸事情を併せ考慮すると、本件各作業員は、労働基準法21条1項にいう「日々雇入れられる者」（以下「日々雇用労働者」という。）であると認めることができる。

以上のとおりであり、本件支出金は、日々雇用労働者である本件各作業員に対する時間賃金

たる性質を有しており、所得税法28条1項の「給与等」に該当するというべきである。

原告は、本件各作業員が一人親方であり、そうであれば、当然、事業者であるから、本件支出金が所得税法28条1項の「給与等」でないことを前提とする主張をするが、本件各作業員の実態は、上記のとおり、日々雇用労働者というべきであり、このような労働者の存在をまったく考慮していない点で不当であるから、上記主張を採用することはできない。

- 3 本件支出金が所得税法28条1項の「給与等」であれば、これを消費税法上の課税仕入れとすることはできないこと、また、原告に源泉所得税の徴収義務があることは、既に説示したところである。

そして、これに従って平成16年7月課税期間及び平成17年7月課税期間における消費税等を計算すると、別表2-1・2の各該当欄記載のとおりとなり、その過少申告加算税は、別紙1の各該当欄（平成17年7月課税期間については、異議決定に係るもの）記載のとおりとなる。また、本件就労期間中の原告の源泉所得税とその不納付加算税は、別紙2の各該当欄（平成16年7月から同年12月までのものは異議決定に係るもの）記載のとおりとなる。

そうすると、本件各更正処分等は、いずれも適法というべきであり、原告の本件各請求は、すべて失当である。

なお、原告は、本件更正処分等が平等取扱原則ないし不平等取扱禁止の原則に違反すると主張するが、原告の同主張は、先に検討した一人親方が事業者であることを前提とした主張であり、その前提が誤っている以上、児島税務署長が平等取扱原則ないし不平等取扱禁止の原則に違反して同処分等をしたものと認めることはできない。

#### 第4 結論

よって、原告の各請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 近下 秀明

裁判官 篠原 礼

裁判官 植月 良典

## 略語一覧

略語	初出
1 消費税等	3丁
2 本件各更正処分	同
3 本件各過少申告加算税賦課決定処分	同
4 源泉所得税	同
5 本件各納税通知	同
6 本件各不納付加算税賦課決定処分	同
7 本件各更正処分等	同
8 給与等	4丁
9 本件就労期間	5丁
10 本件各作業員	同
11 本件支出金	同
12 平成16年7月課税期間	同
13 平成16年修正申告	同
14 平成17年7月課税期間	同
15 平成17年7月確定申告	同
16 G	11丁
17 H	同
18 I	同
19 日々労働者	13丁

以上

別表1 課税処分経過表（消費税及び地方消費税）

（単位：円）

		確定申告 (期限内)	修正申告 (平成17年4月7日)	更正処分等 (平成17年11月28日)	異議申立て (平成17年12月13日)	異議決定 (平成18年3月10日)	審査請求 (平成18年3月31日)	裁決 (平成19年2月22日)
平成16年7月 課税期間	課税標準額	180,071,000	180,153,000	180,153,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	7,202,840	7,206,120	7,206,120				
	控除税額の額	5,136,707	5,136,707	4,255,237				
	差引税額	2,066,100	2,069,400	2,950,800				
	納付すべき 消費税額	2,066,100	2,069,400	2,950,800				
	納付すべき 地方消費税額	516,500	517,300	737,700				
	過少申告加算税 の額	—	—	110,000				
平成17年7月 課税期間	課税標準額	192,441,000	/	192,441,000	全部取消し	192,441,000	全部取消し	棄却
	消費税額	7,697,640		7,697,640				
	控除税額の額	5,279,639		4,341,444				
	差引税額	2,418,000		3,356,100				
	納付すべき 消費税額	1,385,000		2,323,100				
	納付すべき 地方消費税額	346,300		580,800				
	過少申告加算税 の額	—		117,000				

別表2 課税処分経過表（源泉所得税）

（単位：円）

	所得の種類	納税告知処分 (平成17年11月28日)		異議申立て (平成17年12月13日)	異議決定 (平成18年3月10日)		審査請求 (平成18年3月31日)	裁決 (平成19年2月22日)
		源泉所得税の額	不納付加算税の額		源泉所得税の額	不納付加算税の額		
平成13年11月から 平成13年12月まで	給 与	421,300	42,000	全部取消し	棄却	棄却	全部取消し	棄却
平成14年1月から 平成14年6月まで	給 与	1,155,740	115,000					
平成14年7月から 平成14年12月まで	給 与	1,609,300	160,000					
平成15年1月から 平成15年6月まで	給 与	1,555,400	155,000					
平成15年7月から 平成15年12月まで	給 与	1,752,400	175,000		2,128,900	212,000		
平成16年1月から 平成16年6月まで	給 与	1,840,150	184,000					
平成16年7月から 平成16年12月まで	給 与	2,161,400	216,000					
平成17年1月から 平成17年6月まで	給 与	1,554,250	155,000					

本件支出金（基本給及び残業給）の内訳明細表（課税期間ベース）

別表1-1  
(単位:円)

平成17年7月課税期間

作業員名	計上月	平成16年9月	平成16年10月	平成16年11月	平成16年12月	平成17年1月	平成17年2月	平成17年3月	平成17年4月	平成17年5月	平成17年6月	平成17年7月	期末未払計上
乙	基本給額①	336,000	392,000	360,000	368,000	368,000	272,000	80,000	-	-	-	-	-
	残業給額②	24,000	40,000	36,000	40,000	28,000	24,000	0	-	-	-	-	-
	労働日数③	21	25	23	23	23	17	8	-	-	-	-	-
	1日単価④	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	10,000	-	-	-	-	-
	労働時間数⑤	168.0	196.0	180.0	184.0	184.0	136.0	64.0	-	-	-	-	-
	1時間単価⑥	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,250	-	-	-	-	-
	残業時間数⑦	12.0	20.0	18.0	20.0	14.0	12.0	0.0	-	-	-	-	-
	残業単価⑧	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	-	-	-	-	-	-
丙	基本給額①	273,000	318,500	266,500	299,000	299,000	273,000	169,000	195,000	273,000	234,000	299,000	299,000
	残業給額②	19,500	32,500	19,500	32,500	22,750	19,500	0	0	0	0	19,500	22,750
	労働日数③	21	25	21	23	23	21	13	15	21	18	23	23
	1日単価④	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	労働時間数⑤	168.0	196.0	164.0	184.0	184.0	168.0	104.0	120.0	-	-	-	-
	1時間単価⑥	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	-	-	-	-
	残業時間数⑦	12.0	20.0	12.0	20.0	14.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	14.0
	残業単価⑧	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	-	-	-	-	1,625	1,625
丁	基本給額①	240,000	308,000	269,500	253,000	258,500	264,000	187,000	308,000	297,000	264,000	297,000	242,000
	残業給額②	10,000	1,375	3,438	5,500	2,750	9,625	0	24,750	28,875	26,125	31,625	15,125
	労働日数③	24	28	25	23	24	24	17	28	27	24	27	22
	1日単価④	9,846	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	労働時間数⑤	195.0	224.0	196.0	184.0	188.0	192.0	136.0	224.0	-	-	-	-
	1時間単価⑥	1,231	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375	-	-	-	-
	残業時間数⑦	8.0	1.0	2.5	4.0	2.0	7.0	0.0	18.0	21.0	19.0	23.0	11.0
	残業単価⑧	1,250	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375	-	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375
戊	基本給額①	360,000	435,000	382,500	311,250	375,000	330,000	360,000	390,000	270,000	300,000	390,000	390,000
	残業給額②	3,750	0	938	0	0	1,875	3,750	0	18,000	16,875	18,750	33,750
	労働日数③	24	29	26	21	25	22	24	26	18	20	26	26
	1日単価④	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	労働時間数⑤	192.0	232.0	204.0	166.0	200.0	176.0	192.0	208.0	-	-	-	-
	1時間単価⑥	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	-	-	-	-
	残業時間数⑦	2.0	0.0	0.5	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	0.0	9.0	10.0	18.0
	残業単価⑧	1,875	-	1,875	-	-	1,875	1,875	-	-	1,875	1,875	1,875
B	基本給額①	299,000	364,000	364,000	299,000	312,000	312,000	286,000	364,000	338,000	286,000	338,000	344,500
	残業給額②	9,750	4,875	8,125	13,000	3,250	11,375	11,375	6,500	21,125	11,375	14,625	27,625
	労働日数③	23	28	28	23	24	24	22	28	26	22	26	27
	1日単価④	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	労働時間数⑤	184.0	224.0	224.0	184.0	192.0	192.0	176.0	224.0	-	-	-	-
	1時間単価⑥	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	-	-	-	-
	残業時間数⑦	6.0	3.0	5.0	8.0	2.0	7.0	7.0	4.0	13.0	7.0	9.0	17.0
	残業単価⑧	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625

- (注1) 本表は、給料支払明細書等（乙4の1ないし4の74）から記載したものである。  
(注2) 「計上月」は、平成17年7月課税期間分の給勘定元帳（外注費勘定・乙2の4）の計上月を示す。  
(注3) 「基本給額①」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「基本給」欄記載の金額であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄に工数の記載がある欄の右側「金額」欄記載の金額である。  
(注4) 「残業給額②」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「所定時間外賃金」欄記載の金額であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「残業」と記載された右側「金額」欄記載の金額である。  
(注5) 「労働日数③」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき⑤欄の時間数を1日当たりの作業時間数8時間で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄記載の工数である。  
(注6) 「1日単価④」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき①欄の金額を③欄の日数で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄に工数の記載がある欄の右側「単価」欄記載の金額である。  
(注7) 「労働時間数⑤」欄記載の時間数は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「労働時間」欄記載の時間数であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき、特段記載がないため、本表への記載も省略した。  
(注8) 「1時間単価⑥」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき①欄の基本給額を⑤欄の時間数で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄に工数の記載がある欄の右側「単価」欄記載の金額である。  
(注9) 「残業時間数⑦」欄記載の時間数は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「所定時間外労働」欄記載の時間数であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「残業」と記載された右側「数量」欄記載の時間数である。  
(注10) 「残業単価⑧」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき①欄の金額を⑦欄の時間数で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「残業」と記載された右側「単価」欄記載の金額である。

本件支出金（基本給及び残業給）の内訳明細表（課税期間ベース）

別表1-2  
(単位：円)

平成17年7月課税期間

作業員名	計上月	平成16年9月	平成16年10月	平成16年11月	平成16年12月	平成17年1月	平成17年2月	平成17年3月	平成17年4月	平成17年5月	平成17年6月	平成17年7月	期末未払計上
C	基本給額	325,000	364,000	299,000	286,000	279,500	312,000	182,000	364,000	338,000	273,000	299,000	331,500
	残業給額	11,375	53,625	8,125	3,250	3,250	9,750	0	45,500	45,500	14,625	24,375	8,125
	労働日数	25	28	23	22	22	24	14	28	26	21	23	26
	1日単価	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	労働時間数	200.0	224.0	184.0	176.0	172.0	192.0	112.0	224.0	-	-	-	-
	1時間単価	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	-	-	-	-
	残業時間数	7.0	33.0	5.0	2.0	2.0	6.0	0.0	28.0	28.0	9.0	15.0	5.0
	残業単価	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	-	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625
E	基本給額	100,000	220,000	195,000	240,000	-	-	-	-	-	-	-	-
	残業給額	0	3,750	1,250	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	労働日数	10	22	20	24	-	-	-	-	-	-	-	-
	1日単価	10,000	10,000	10,000	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-
	労働時間数	80.0	176.0	156.0	192.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	1時間単価	1,250	1,250	1,250	1,250	-	-	-	-	-	-	-	-
	残業時間数	0.0	3.0	1.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
M	基本給額	-	-	-	-	-	-	-	-	130,000	-	-	-
	残業給額	-	-	-	-	-	-	-	-	13,000	-	-	-
	労働日数	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-
	1日単価	-	-	-	-	-	-	-	-	13,000	-	-	-
	労働時間数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1時間単価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	残業時間数	-	-	-	-	-	-	-	-	8.0	-	-	-
D	基本給額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	288,000	156,000
	残業給額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,000	10,500
	労働日数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	13
	1日単価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,000	12,000
	労働時間数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1時間単価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	残業時間数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.0	7.0
	残業単価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500	1,500	

- (注1) 本表は、給料支払明細書等（乙4の1ないし4の74）から記載したものである。  
 (注2) 「計上月」は、平成17年7月課税期間分の総勘定元帳（外注費勘定・乙2の4）の計上月を示す。  
 (注3) 「基本給額①」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「基本給」欄記載の金額であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄に工数の記載がある欄の右側「金額」欄記載の金額である。  
 (注4) 「残業給額②」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「所定時間外賃金」欄記載の金額であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「残業」と記載された右側「金額」欄記載の金額である。  
 (注5) 「労働日数③」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき⑤欄の時間数を1日当たりの作業時間数8時間で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄記載の工数である。  
 (注6) 「1日単価④」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき①欄の金額を③欄の日数で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄に工数の記載がある欄の右側「単価」欄記載の金額である。  
 (注7) 「労働時間数⑤」欄記載の時間数は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「労働時間」欄記載の時間数であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき、特段記載がないため、本表への記載も省略した。  
 (注8) 「1時間単価⑥」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき①欄の基本給額を⑤欄の時間数で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「数量」欄に工数の記載がある欄の右側「単価」欄記載の金額である。  
 (注9) 「残業時間数⑦」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき「所定時間外労働」欄記載の時間数であり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「残業」と記載された右側「数量」欄記載の時間数である。  
 (注10) 「残業単価⑧」欄記載の金額は、給料支払明細書（乙4の1ないし4の51）につき②欄の金額を⑦欄の時間で除して算出したものであり、無題書類（乙4の52ないし4の74）につき「残業」と記載された右側「単価」欄記載の金額である。

被告主張額の内訳表（消費税等）

別表2-1

(単位：円)

項目		平成16年7月課税期間
課税標準額	①	180,153,000
課税標準額に対する消費税額	②	7,206,120
控除対象仕入税額	③	4,255,237
差引消費税額 (② - ③)	④	2,950,800
中間納付消費税額	⑤	0
納付消費税額 (④ - ⑤)	⑥	2,950,800
地方消費税の課税標準となる消費税額 (④)	⑦	2,950,800
地方消費税の譲渡割額 (⑦ × 25%)	⑧	737,700
地方消費税の譲渡割の中間納付額	⑨	0
地方消費税の納付譲渡割額 (⑧ - ⑨)	⑩	737,700
消費税及び地方消費税の合計納付税額 (⑥ + ⑩)	⑪	3,688,500

別表2-2

(単位：円)

項目		平成17年7月課税期間
課税標準額	①	192,441,000
課税標準額に対する消費税額	②	7,697,640
控除対象仕入税額	③	4,361,006
差引消費税額 (② - ③)	④	3,336,600
中間納付消費税額	⑤	1,033,000
納付消費税額 (④ - ⑤)	⑥	2,303,600
地方消費税の課税標準となる消費税額 (④)	⑦	3,336,600
地方消費税の譲渡割額 (⑦ × 25%)	⑧	834,100
地方消費税の譲渡割の中間納付額	⑨	258,200
地方消費税の納付譲渡割額 (⑧ - ⑨)	⑩	575,900
消費税及び地方消費税の合計納付税額 (⑥ + ⑩)	⑪	2,879,500

(注1) ①欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ④欄の金額は、国税通則法119条1項及び同法基本通達第119条関係1項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注3) ⑩欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

本件各課税期間の総勘定元帳（外注費勘定）に計上された本件支出金（課税期間ベース）

別表3-1

(単位:円)

平成16年7月課税期間

計上月 作業員名	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	平成16年4月	平成16年5月	平成16年6月	平成16年7月	期末未払計上	計
乙	344,000	432,000	440,000	320,000	380,000	352,000	384,000	436,000	368,000	344,000	384,000	466,000	4,650,000
丙	289,500	361,000	367,500	320,000	320,000	296,000	322,000	359,250	304,000	284,500	209,750	337,750	3,771,250
丁	293,500	251,250	322,500	261,250	275,000	151,250	200,000	293,750	330,000	250,000	266,250	336,250	3,231,000
戊	413,625	459,000	0	470,125	413,500	391,875	349,500	566,125	497,313	245,250	378,250	527,875	4,712,438
B	417,625	368,000	385,125	346,125	386,375	235,625	319,313	473,688	299,000	331,875	364,000	433,500	4,360,251
C	0	0	0	0	0	65,000	260,000	365,625	422,093	435,125	490,812	375,000	2,413,655
合計	1,758,250	1,871,250	1,515,125	1,717,500	1,774,875	1,491,750	1,834,813	2,494,438	2,220,406	1,890,750	2,093,062	2,476,375	23,138,594

別表3-2

(単位:円)

平成17年7月課税期間

計上月 作業員名	平成16年9月	平成16年10月	平成16年11月	平成16年12月	平成17年1月	平成17年2月	平成17年3月	平成17年4月	平成17年5月	平成17年6月	平成17年7月	期末未払計上	計
乙	360,000	432,000	396,000	408,000	446,000	296,000	85,000	0	0	0	0	0	2,423,000
丙	297,500	356,000	341,000	336,500	376,750	297,500	179,000	205,000	283,000	244,000	328,500	361,750	3,606,500
丁	250,000	309,375	272,938	258,500	311,250	319,625	187,000	332,750	325,875	298,125	328,625	307,125	3,501,188
戊	387,750	464,000	408,938	333,250	500,000	353,875	387,750	415,000	288,000	336,875	434,750	549,750	4,859,938
B	308,750	368,875	396,125	312,000	365,250	369,375	297,375	370,500	359,125	297,375	352,625	422,125	4,219,500
C	336,375	471,625	331,125	289,250	332,750	367,750	182,000	409,500	383,500	287,625	323,375	410,625	4,125,500
E	100,000	223,750	196,250	240,000	0	0	0	0	0	0	0	0	760,000
M	0	0	0	0	0	0	0	0	143,000	0	0	0	143,000
D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309,000	166,500	475,500
合計	2,040,375	2,625,625	2,342,376	2,177,500	2,332,000	2,004,125	1,318,125	1,732,750	1,782,500	1,464,000	2,076,875	2,217,875	24,114,126

(注) 各金額は、総勘定元帳（外注費勘定）に計上された各金額を本件各作業員ごとに合計した金額であり、「弁当代」や「作業服」として計上された金額を含むものである。

総勘定元帳（外注費勘定）に計上された本件支出金（源泉所得税の納期ベース）

別表4-1

平成13年11月～平成13年12月分（単位：円）

作業員名		支払月	平成13年11月	平成13年12月	計
乙	支給額		424,000	464,000	888,000
	税額		77,300	98,100	175,400
丙	支給額		354,500	383,750	738,250
	税額		51,200	59,300	110,500
丁	支給額		190,000	161,500	351,500
	税額		14,100	9,800	23,900
戊	支給額		436,000	338,000	774,000
	税額		83,200	48,100	131,300
税額計			225,800	215,300	441,100

別表4-2

平成14年1月～平成14年6月分

(単位：円)

作業員名		支払月	平成14年1月	平成14年2月	平成14年3月	平成14年4月	平成14年5月	平成14年6月	計
乙	支給額		458,000	392,000	412,000	428,000	432,000	428,000	2,550,000
	税額		95,100	62,400	71,300	80,200	81,700	80,200	470,900
丙	支給額		387,750	328,500	190,250	167,500	361,000	344,750	1,779,750
	税額		60,000	46,000	14,100	10,300	52,900	49,200	232,500
丁	支給額		200,000	71,250	278,750	313,125	192,500	236,250	1,291,875
	税額		16,400	3,562	36,500	43,400	14,500	25,400	139,762
戊	支給額		325,000	243,000	363,625	499,000	418,750	391,000	2,240,375
	税額		45,500	27,000	53,700	114,500	74,300	60,900	375,900
税額計			217,000	138,962	175,600	248,400	223,400	215,700	1,219,062

別表4-3

平成14年7月～平成14年12月分

(単位：円)

作業員名		支払月	平成14年7月	平成14年8月	平成14年9月	平成14年10月	平成14年11月	平成14年12月	計
乙	支給額		462,000	432,000	356,000	360,000	416,000	430,000	2,456,000
	税額		96,600	81,700	52,000	52,900	74,300	80,200	437,700
丙	支給額		411,000	351,000	309,250	299,250	348,000	368,750	2,087,250
	税額		71,300	50,300	42,900	41,400	49,800	55,400	311,100
丁	支給額		311,250	335,000	309,750	276,250	352,750	210,000	1,795,000
	税額		43,400	47,500	42,900	35,700	50,300	18,700	238,500
戊	支給額		508,000	426,875	391,000	411,750	494,750	515,250	2,747,625
	税額		119,000	78,700	60,900	71,300	113,000	123,400	566,300
B	支給額		0	0	0	84,000	373,500	343,500	801,000
	税額		0	0	0	4,200	56,200	48,600	109,000
税額計			330,300	258,200	198,700	205,500	343,600	326,300	1,662,600

(注) 「支給額」欄記載の金額は、総勘定元帳（外注費勘定）に計上された各金額を本件各作業員ごとに合計した金額であり、「弁当代」として計上された金額を含むものである。

総勘定元帳（外注費勘定）に計上された本件支出金（源泉所得税の納期ベース）

別表４－４

平成１５年１月～平成１５年６月分

(単位：円)

作業員名		支払月	平成15年1月	平成15年2月	平成15年3月	平成15年4月	平成15年5月	平成15年6月	計
乙	支給額		412,000	368,000	392,000	468,000	428,000	428,000	2,496,000
	税額		71,300	55,400	62,400	99,600	80,200	80,200	449,100
丙	支給額		344,750	309,000	328,500	377,250	357,750	357,750	2,075,000
	税額		49,200	42,900	46,000	57,700	52,000	52,000	299,800
丁	支給額		203,750	223,750	198,750	232,500	240,000	275,000	1,373,750
	税額		17,300	21,400	16,000	23,800	26,200	35,700	140,400
戊	支給額		357,000	265,375	313,500	473,875	453,125	485,125	2,348,000
	税額		52,000	32,500	43,400	102,600	92,200	108,500	431,200
B	支給額		228,000	265,250	325,000	329,875	343,688	287,625	1,779,438
	税額		23,000	32,500	45,500	46,500	48,600	38,800	234,900
税額計			212,800	184,700	213,300	330,200	299,200	315,200	1,555,400

別表４－５

平成１５年７月～平成１５年１２月分

(単位：円)

作業員名		支払月	平成15年7月	平成15年8月	平成15年9月	平成15年10月	平成15年11月	平成15年12月	計
乙	支給額		420,000	454,000	344,000	432,000	440,000	320,000	2,410,000
	税額		75,800	92,200	49,200	81,700	86,200	45,000	430,100
丙	支給額		234,250	384,500	289,500	361,000	367,500	320,000	1,956,750
	税額		24,600	59,300	38,800	52,900	54,600	45,000	275,200
丁	支給額		281,250	306,000	293,500	251,250	322,500	261,250	1,715,750
	税額		37,300	42,400	40,400	29,300	45,000	31,700	226,100
戊	支給額		460,625	500,625	413,625	459,000	0	470,125	2,304,000
	税額		95,100	116,000	72,800	95,100	0	101,100	480,100
B	支給額		289,250	397,000	417,625	368,000	385,125	346,125	2,203,125
	税額		38,800	63,900	74,300	55,400	59,300	49,200	340,900
税額計			271,600	373,800	275,500	314,400	245,100	272,000	1,752,400

別表４－６

平成１６年１月～平成１６年６月分

(単位：円)

作業員名		支払月	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	平成16年4月	平成16年5月	平成16年6月	計
乙	支給額		380,000	352,000	384,000	436,000	368,000	344,000	2,264,000
	税額		58,500	50,300	59,300	83,200	55,400	49,200	355,900
丙	支給額		320,000	296,000	322,000	359,250	304,000	284,500	1,885,750
	税額		45,000	40,900	45,000	52,900	41,900	38,000	263,700
丁	支給額		275,000	151,250	200,000	293,750	330,000	250,000	1,500,000
	税額		35,700	9,100	16,400	40,400	46,500	28,500	176,600
戊	支給額		413,500	391,875	349,500	566,125	497,313	245,250	2,463,563
	税額		72,800	60,900	49,800	148,600	114,500	27,700	474,300
B	支給額		386,375	235,625	319,313	473,688	299,000	331,875	2,045,876
	税額		60,000	24,600	44,500	102,600	41,400	46,500	319,600
C	支給額		0	65,000	260,000	365,625	422,093	435,125	1,547,843
	税額		0	3,250	31,700	54,600	77,300	83,200	250,050
税額計			272,000	189,050	246,700	482,300	377,000	273,100	1,840,150

(注) 「支給額」欄記載の金額は、総勘定元帳（外注費勘定）に計上された各金額を本件各作業員ごとに合計した金額であり、「弁当代」として計上された金額を含むものである。

総勘定元帳（外注費勘定）に計上された本件支出金（源泉所得税の納期ベース）

別表４－７

平成１６年７月～平成１６年１２月分

(単位：円)

支払月		平成16年7月	平成16年8月	平成16年9月	平成16年10月	平成16年11月	平成16年12月	計
乙	支給額	384,000	466,000	360,000	432,000	396,000	408,000	2,446,000
	税額	59,300	98,100	52,900	81,700	63,900	69,800	425,700
丙	支給額	209,750	337,750	297,500	356,000	341,000	336,500	1,878,500
	税額	18,700	47,500	40,900	52,000	48,600	47,500	255,200
丁	支給額	266,250	336,250	250,000	309,375	272,938	258,500	1,693,313
	税額	33,300	47,500	28,500	42,900	34,900	30,900	218,000
戊	支給額	378,250	527,875	387,750	464,000	408,938	333,250	2,500,063
	税額	57,700	129,400	60,000	98,100	69,800	47,000	462,000
B	支給額	364,000	433,500	308,750	368,875	396,125	312,000	2,183,250
	税額	53,700	81,700	42,900	55,400	63,900	43,400	341,000
C	支給額	490,812	375,000	336,375	471,625	331,125	289,250	2,294,187
	税額	110,000	56,900	47,500	101,100	46,500	38,800	400,800
E	支給額	0	0	100,000	223,750	196,250	240,000	760,000
	税額	0	0	5,500	21,400	15,500	26,200	68,600
税額計		332,700	461,100	278,200	452,600	343,100	303,600	2,171,300

別表４－８

平成１７年１月～平成１７年６月分

(単位：円)

支払月		平成17年1月	平成17年2月	平成17年3月	平成17年4月	平成17年5月	平成17年6月	計
乙	支給額	446,000	296,000	85,000	0	0	0	827,000
	税額	89,200	40,900	4,250	0	0	0	134,350
丙	支給額	376,750	297,500	179,000	205,000	283,000	244,000	1,585,250
	税額	56,900	40,900	11,700	17,800	37,300	27,000	191,600
丁	支給額	311,250	319,625	187,000	332,750	325,875	298,125	1,774,625
	税額	43,400	44,500	13,600	47,000	45,500	40,900	234,900
戊	支給額	500,000	353,875	387,750	415,000	288,000	336,875	2,281,500
	税額	116,000	51,200	60,000	72,800	38,800	47,500	386,300
B	支給額	365,250	369,375	297,375	370,500	359,125	297,375	2,059,000
	税額	54,600	55,400	40,900	55,400	52,900	40,900	300,100
C	支給額	332,750	367,750	182,000	409,500	383,500	287,625	1,963,125
	税額	47,000	54,600	12,200	69,800	59,300	38,800	281,700
M	支給額	0	0	0	0	143,000	0	143,000
	税額	0	0	0	0	8,500	0	8,500
税額計		407,100	287,500	142,650	262,800	242,300	195,100	1,537,450

(注) 「支給額」欄記載の金額は、総勘定元帳（外注費勘定）に計上された各金額を本件各作業員ごとに合計した金額であり、「弁当代」や「作業服」として計上された金額を含むものである。